

第13回 七飯町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月28日(月)午後1時30分から14時35分

2. 開催場所 七飯町役場 201会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	14番	杉村久悦
会長職務代理者	13番	池田泰久
委員	1番	野澤博幸
	2番	平野博章
	3番	神秀子
	4番	澤田雄一
	5番	宮後英子
	6番	宮田学
	7番	小澤大栄
	8番	宮本猛
	9番	千島武
	10番	松田永
	11番	小坂寛和
	12番	山川明

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 12番 山川 明

5. 議事日程

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処分
の報告について

報告第2号 土地の現況証明願に係る専決処分の報告について

議案第1号 令和3年5月18日から6月9日までに提出のあった合意解
約通知の成立状況の確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可)

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

議案第6号 土地の現況証明願について

議案第7号 農地移動適正化斡旋申出について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中 正彦 事務係長 手塚 晃佑 事務係 安藤 美香

7. 会議の概要

事務局長 只今より第24期第13回6月総会を開会致します。開会にあたりまして、杉村会長よりご挨拶をお願い致します。

会 長 【会長挨拶】

議 長 それでは一般事項と併せて動向報告を事務局よりお願い致します。

事務局長 【動向報告の朗読】

議 長 七飯町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。

本日の欠席委員は、12番山川明委員の1名となっております。よって、七飯町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員に13番の池田泰久会長職務代理、1番の野澤博幸委員の2委員を指名致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

異議なしということで、議事録署名委員は13番の池田泰久会長職務代理、1番の野澤博幸委員をお願い致します。

会期の決定について、会期は今日1日と致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

異議なしということで、会期は今日1日と致します。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処分の報告について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事 務 局 【報告第1号朗読後、説明】

議 長 それでは説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、報告済みと致します。

次に、報告第2号「土地の現況証明願に係る専決処分報告について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【報告第2号朗読後、説明】

議長 それでは説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、報告済みと致します。

それでは議案を審議して参ります。議案第1号「令和3年5月18日から6月9日までに提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について」を上程いたします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第1号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議してまいりますので、よろしくお願ひ致します。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

2番についてはいかがですか。(異議なしの声)

2番については異議なしということで、決定と致します。

3番についてはいかがですか。(異議なしの声)

3番については異議なしということで、決定と致します。

4番についてはいかがですか。(異議なしの声)

4番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第2号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、審議してまいりますので、よろしくお願ひ致します。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について(農

委許可)」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第3号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、審議してまいりますので、よろしくお願いします。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、この案件について北海道農業会議への意見聴取を行うことについて審議して参ります。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、北海道農業会議への意見聴取を行うことについては決定と致します。

続きまして、北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合、会長専決により許可書の交付をしてよいかについて審議して参ります。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合、会長専決により許可書を交付することで決定と致します。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第4号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、1件ごとに順次審議して参りますので、よろしくお願いします。

なお、1番につきましては議事参与の制限により [REDACTED]、池田会長職務代理に議事の進行をお願い致します。([REDACTED] 番退席)

職務代理 それでは、議長に代わって議事を進行してまいりますので、よろしくお願い致します。

議案第4号1番についてお諮り致します。皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、議案第4号1番については決定と致します。それでは議長に交代致します。([REDACTED] 番入室、着席)

議長 引き続き、議案第4号2番から1件ごと順次審議して参りますので、よろしくお願い致します。

2番についてはいかがですか。(異議なしの声)
2番については異議なしということで、決定と致します。
3番についてはいかがですか。はい、小澤委員。

7番 はい。7番小澤です。この買い主さんの現在の所有地というのは、赤い枠で囲まれた場所だけなのでしょうか。

議 長 ここだけではありません。この辺り一帯は買い主の所有地です。

7番 基盤整備は入っているのでしょうか。

議 長 まだ入っていません。現段階では、令和5年に基盤整備が入る予定となっています。そもそも、この辺りは売り主が全て所有しておりましたが、数年かけて買い主の方に全て売り渡したのではないかと思います。

事 務 局 売り主さんの持っていた面積の大きい農地については、過去2, 3回に分けて買い主さんへ売買をしていました。

7番 今回の場所はその残りの部分ということなんですね。わかりました。ありがとうございます。

議 長 それではもう一度お諮り致します。
3番についてはいかがですか。(異議なしの声)
3番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事 務 局 【議案第5号朗読後、説明】

議 長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議して参りますので、よろしくお願ひ致します。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)
1番については異議なしということで、決定と致します。
2番についてはいかがですか。(異議なしの声)
2番については異議なしということで、決定と致します。
3番についてはいかがですか。(異議なしの声)
3番については異議なしということで、決定と致します。
4番についてはいかがですか。(異議なしの声)

4番については異議なしということで、決定と致します。

5番についてはいかがですか。(異議なしの声)

5番については異議なしということで、決定と致します。

6番についてはいかがですか。(異議なしの声)

6番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第6号「土地の現況証明願について」を上程致します。調査委員は神秀子委員、澤田雄一委員、池田泰久会長職務代理の3名です。どなたか説明をお願い致します。はい、澤田委員。

4番 それでは4番澤田から、議案1番、2番について報告致します。先般21日、事務局より3名と、神秀子委員、池田会長職務代理と私の6名で現地調査を実施致しました。【議案第6号、1番朗読】場所は、 より へ向かい交差した右側手前の土地となります。申請地の税務課による課税状況については、現況地目は田として課税され、また、土地改良区による賦課金の賦課地となっておりますが、申請地については、航空写真のとおり、農地の体をなしておらず、現地における改変時期は平成14年以降と推測され、詳細については不明であります。大部分が砂利等により整地がなされておりました。このことから、現況調査の結果、1番については、申請のとおり農採以外として判断して参りました。

続きまして2番について報告致します。【議案第6号、2番朗読】場所は、 より 入った左側の土地となります。申請地の税務課による課税状況については、現況地目は宅地として課税され、申請地の現況については、一部自家消費用の耕作がなされている形跡はあるものの、一体的に宅地として利用がなされておりました。市街化区域であること等、を考慮、現況調査の結果、2番については、農採以外と判断して参りました。以上、報告と致します。

議長 はい、神委員。

3番 はい。3番神から議案3番、4番について報告致します。【議案第6号、3番朗読】場所は から 上がった右側の場所となります。申請地は、農業振興地域整備計画白地で、税務課による課税状況については、現況地目は雑種地として課税され、航空写真のとおり、農地の体をなしておらず、また、現地における改変時期は平成12年において既に雑種地となっており、詳細については不明であります。現況については、一体的に資材置き場として利用がなされておりました。市街化調整区域及

び農業振興地域整備計画白地であること等を併せて考慮、現況調査の結果、3番については、農採以外と判断して参りました。

続きまして、4番議案について報告いたします。【議案第6号、4番朗読】場所は、[REDACTED]下り、[REDACTED]入った右側の土地となります。申請地の税務課による課税状況については、現況地目は雑種地として課税され、申請地の現況については、耕作等がなされておらず、周辺は住宅地として利用がなされていました。市街化区域であること等を考慮して、4番については農採以外と判断して参りました。以上で報告を終わります。

議長 はい、池田会長職務代理。

13番 それでは、13番池田から5番議案について報告いたします。【議案第6号、5番朗読】場所は、[REDACTED]
[REDACTED]の土地となります。申請地は、農業振興地域整備計画白地で、税務課による課税状況については、現況地目は宅地として課税され、申請地の現況については、耕作等がなされておらず、附属家及び隣接地の倉庫の管理道路等として利用がなされていました。都市計画区域外及び農業振興地域整備計画白地であること等を併せて考慮、現況調査の結果、5番議案については、農採以外と判断して参りました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、1件ごとに順次審議して参りますので、よろしくお願ひします。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

2番についてはいかがですか。(異議なしの声)

2番については異議なしということで、決定と致します。

3番についてはいかがですか。(異議なしの声)

3番については異議なしということで、決定と致します。

4番についてはいかがですか。(異議なしの声)

4番については異議なしということで、決定と致します。

5番についてはいかがですか。(異議なしの声)

5番については異議なしということで、決定と致します。当日の調査委員の皆様、ご苦労様でした。

次に、議案第7号「農地移動適正化斡旋申出について」を上程致しま

す。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第7号朗読、説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。（異議なしの声）

異議なしということで、議案第7号については決定と致します。

続きましてその他1番協議事項を事務局より説明お願い致します。

事務局長 【協議事項1番から3番を朗読、説明】

議長 只今説明がありましたとおり、協議事項1番、第14回7月総会を7月27日午後1時30分からでいかがですか。（異議なしの声）第14回7月総会を7月27日午後1時30分からで決定と致します。

2番の土地の現況調査を7月20日午前9時00分でいかがですか。（異議なしの声）土地の現況調査は7月20日午前9時00分で決定と致します。

3番の閉会中の令和3年6月29日から令和3年7月27日までの会長、会長職務代理、各委員の出張承認ですが、いかがですか。（異議なしの声）異議なしということで、決定と致します。

続きましてその他協議事項4番「農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定について」を協議致します。事務局より説明をお願いします。

事務局長 【その他協議事項4番を説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。はい、小澤委員。

7番 7番小澤です。毎年下限面積を設定していますが、改めてこの下限面積を設定する理由を説明していただいてもよろしいでしょうか。

事務局 申し訳ないのですが、この点につきましては私自身勉強不足で、理由というものは今一度確認させていただきたいと思うのですが、この別段面積については設定することができるというものであって、設定しないということもできます。まず、下限面積につきましては、都府県の定める面積と、北海道の定める面積で違いがあります。都府県は当然面積が

小さいのですが、北海道では2haと設定されております。つまり、各市町村で別段面積を設定しなければ、道内全域において下限面積は2haとなってしまうことになります。当然、地域によって主要作物や経営基盤は異なってきますので、そういったことを踏まえて市町村ごとに設定する下限面積を別段面積といいます。これが新規就農をする場合などの要件として設定されている面積でもありますので、七飯町であれば1.5haが基準となります。ただし、園芸や畜産であれば、非農地も利用していくことになりますので、実際にその計画で経営が成り立つかどうかを判断する場合があります。ですが、基本的な作物、たとえば露地野菜などであれば、経営を成り立たせるには最低でもこの面積は必要だろうということで、新規就農者の受け入れの際にも活用させていただく数字になります。今後、七飯町の主たる作物が変わっていった場合や、国から緩和するように言われた場合には見直していくこともあるかとは思いますが、申し訳ありません、質問の答えとはなっていないのですが、よろしいでしょうか。

7番 すみません、この壁というのが売買に関わるものなのか、それとも賃貸にも関わってくるものなのかということに触れていただきたかったのですが。あらかじめ下限面積を超える農地を所有していなければ農地を買うことができないのか、これから取得する農地と併せて下限面積を超えれば農地を買うことができるのかといった解釈がよくわからないのではないかと思います。

事務局 はい。これにつきましては、売買に限らず賃貸借や使用貸借であっても農地を利用することはできないということになります。

7番 耕作している面積が下限面積を超えていなければ、売買も貸借も許可されないということですか。

事務局長 基本、農業に就けない、農家として認められないということになります。

事務局 七飯町であれば、まずは担い手として認められるかどうかの受け入れに関しては、担い手協議会の方で判断をすることになるのですが、その際の計画書にも経営開始後の面積を記入していただきます。恐らくその数字というのは予測されるものにはなってしまうと思うのですが、知人の土地を借り受ける予定だということであれば、その面積は下限面積を超えるものかということなど、その後の見通しがなければ受け入れの承認を得ることもできなくなります。承認後であれば、まずは農地法第3

条での農地の貸借、もしくは売買をする面積の合計が1.5haを超えるように申請してもらおうというのが、七飯町で農業者として認められる条件のひとつになります。

??番 下限面積の設定にあたって、農家世帯の割合というのはどう関係してくるのでしょうか。

事務局 たとえば、1.5ha未満の農家が4割を超えるなど、1.5ha未満が主流だとなった場合には、この別段面積を下げていくことになるのだらうとは思いますが。

??番 4割というのは決まっていることなのですか。

事務局長 目安として、4割となっております。

事務局 基本的には1.5を基準としているのですが、園芸作物であったり、ハウス栽培で年に何作もすることで経営が成り立つような計画が出された場合には、下限面積を下回る場合にも許可を出す場合があります。ただ、我々だけではなく、普及センターや農協の方々にも計画を見てもらった上で判断することにはなります。

7番 わかりました、ありがとうございます。

議長 よろしいですか。説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、その他協議事項4番「農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定について」は現行の1.5haで変更は行わないということで、決定と致します。

その他について事務局より何かありませんか。

事務局長 特にございません。

議長 その他で委員さん方から何かございませんか。

それでは、以上をもちまして第24期第13回七飯町農業委員会総会を閉会と致します。

この議事録は、総会の顛末を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年7月7日

議事録署名委員

池田 泰久

野澤 博幸